

障害の程度により手当額が異なります。

○手当は年3回に分けて支給します。
(3月、7月、11月の20日)

障害の等級	扶助料(月額)
1・2級 A判定	円 3,000
3級 B判定	2,200
4級	1,800
5・6級 C判定	700

愛知県在宅重度障害者 手当の支給

愛知県に住所があり、障害の程度が身体障害1・2級の人及び療育手帳A判定の人に手当を支給します。障害の程度により手当額が異なります。

○手当は年3回に分けて支給します。
(4月、8月、12月の25日)

○施設入所の人については支給されません。

障害の等級	在宅手当(月額)
1・2級と A判定が 重複	円 16,100
1・2級は A判定	7,000
3級と B判定が 重複	7,000

※国の手当(特別障害者手当等)の受給者は、除かれます。

特別障害者手当等

の支給

著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の人に手当を支給します。

(1) 特別障害者手当

20歳以上の人(長期入院者を除く)で、1・2級の身体障害とI・Q 20以下の知的障害が重複するか、またはこれと同程度の障害のある人に支給します。

(2) 障害児福祉手当

20歳未満の人(障害を事由とした年金の受給者を除く)で、身体障害1・2級(常時介護が必要)及びI・Q 20以下の人に支給します。

(3) 特別児童扶養手当

心身に障害(身障1〜3級またはI・Q 50以下)のある20歳未満の児童を養育している人に支給します。

※各手当とも

○所得制限があります。
○手当額は、障害の程度により異なります。

○施設入所者は、対象から外れます。



在宅介護の支援

日常生活用具の給付

概ね1・2級の障害の人が、自力で日常生活を送ることができるよう生活用具を、左の表のとおり給付します。

○所得に応じ自己負担があります。

補装具の交付(修理)

身体に障害のある人の機能不足を補い、日常生活を容易にするための器具を交付(修理)します。

○器具の種類は次のとおりです。

義手、義足、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、点字

○所得に応じ自己負担があります。

ホームヘルパーの派遣

重度の障害等のため、居宅での日常生活に著しい支障を持つ、身体に障害のある人または知的障害のある人の家庭にホームヘルパーを派遣して入浴等の介護、家事の援助をします。



日常生活用具の給付

下肢・体幹障害	浴槽、湯沸器、便器、特殊寝台、特殊マット、特殊尿器(1級のみ)、火災警報器、自動消火器、入浴担架、入浴補助用具、体位変換器、重度障害者用意思伝達装置
肢体・言語障害	電動タイプライター、ワープロ、火災警報器、自動消火器、携帯用会話補助装置
上肢障害	特殊便器、電動タイプライター、ワープロ、電動ハブラシ、火災警報器、自動消火器
視覚障害	テープレコーダー、かなタイプライター、点字タイプライター、盲人用時計、盲人用電卓、電磁調理器、火災警報器、自動消火器、音声式体温計、盲人用秤、音声体重計、点字図書、拡大読書器
聴覚障害	サウンドマスター、目覚まし時計、聴覚障害者用屋内信号装置、火災警報器、自動消火器、聴覚障害者用通信装置、文字放送デコーダー
腎臓障害	透析液加温器(3級以上)
呼吸器障害	酸素ボンベ運搬車、ネブライザー
※重度障害	緊急通報装置

※ひとり暮らしの重度身体障害の人等が対象になります。